

岩手県告示第385号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和8年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和8年5月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社成田組
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市石名坂24番地の7
 - ウ 代表者の氏名 成田豊英
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特－4）第1011号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し並びに土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和8年5月12日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和8年4月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 渡電工
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字五日市第10地割68番地15
 - ウ 代表者の氏名 渡洋三
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－7）第6100号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和8年4月22日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和8年5月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社エスケープルドーザ
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺梁川字大尻215番地
 - ウ 代表者の氏名 佐藤正文
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－7）第6904号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和8年4月17日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和8年5月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社松川建設
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市長内町第24地割88番地
 - ウ 代表者の氏名 松川武司
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－7）第7533号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和8年5月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃

止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和8年6月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社丸新工業

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字永沢19番地5

ウ 代表者の氏名 鎌田昭次

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一4)第8113号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年6月2日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和8年6月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社オイカワ設備企画

イ 主たる営業所の所在地 宮古市板屋三丁目2番6号

ウ 代表者の氏名 及川敬子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一7)第8547号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年5月28日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和8年6月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 下山表具堂

イ 主たる営業所の所在地 宮古市西町一丁目3番15号

ウ 代表者の氏名 下山晴夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一3)第9156号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年6月12日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和8年6月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 金野設備株式会社

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市米崎町字和方119番地9

ウ 代表者の氏名 金野光毅

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一3)第9533号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年6月25日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和8年6月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 いずみ電工株式会社

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市立根町字中野69番地1

ウ 代表者の氏名 金野静香

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一 5）第10033号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年6月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和8年5月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社菊一工業

イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町土沢8区6番地

ウ 代表者の氏名 菊池一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一 3）第40187号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年4月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 令和8年5月21日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 カドチョウ商事株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺愛宕字西丸277番地3

ウ 代表者の氏名 菅野政彦

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一 7）第60147号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年5月8日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 令和8年5月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社オノダ

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢真城字北館17番地

ウ 代表者の氏名 土肥まき子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一 3）第60193号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年4月7日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 令和8年6月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社足利工業

イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町曾慶字留館31番地2

ウ 代表者の氏名 足利哲也

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一 7）第80052号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年5月27日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 令和8年5月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 多田工房

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字太田1番地1

ウ 代表者の氏名 多田繁喜

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-4)第90103号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年5月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。